

医療法人 室原会 菊南病院
(介護予防) 通所リハビリテーション運営規定

＜令和 7 年 4 月 1 日＞

(事業の目的)

第 1 条 当事業所が実施する (介護予防) 通所リハビリテーション事業は、要介護 (支援) 状態と認定された利用者に対し、介護保険法等の関係法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅でその有する能力に応じ、「その人らしく」充実 (安定) した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持・回復 [要介護 (支援) 状態等の軽減・悪化の防止]、生活意欲の向上さらには、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を可能にし、その自立 (自己実現) を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 利用者の能力に応じて可能な限り自立 (安定) した日常生活を営むことができるよう、その目標を設定し、計画的に支援するものとする。

- 2 自ら提供する (介護予防) 通所リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 3 事業実施に当たっては尊厳の保持・懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。
- 4 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供します。特に認知症利用者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスが提供できる体制を整えるものとする。
- 5 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、その他介護サービス事業所等との連携に努めるものとする。
- 6 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 7 (介護予防) 通所リハビリテーションの提供にあたっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第 3 条 (介護予防) 通所リハビリテーションを実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 菊南病院
- (2) 所在地 熊本市北区鶴羽田 3 丁目 1 番 53 号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 当事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 医師 1名
通所リハビリテーション計画の策定を従業者と共同して作成するとともに、リハビリテーションの実施に関する従業者への指示を行う。
- (2) 従業者
リハビリ専門職 3名以上
看護職員 2名以上
介護職員 5名以上
従業者は(介護予防)通所リハビリテーションを提供する。

(営業日及び営業時間)

第5条 当事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
但し、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 8時40分から17時30分までとする。

(〔介護予防〕通所リハビリテーションの利用定員)

第6条 当事業所の利用定員は、下記のとおりとする。
2単位30名

(通所の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は熊本市、合志市とする

(〔介護予防〕通所リハビリテーションの内容)

第8条 (介護予防)通所リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

- (1) リハビリテーション
- (2) 入浴(一般浴・機械浴)
- (3) 食事の提供
- (4) 健康チェック
- (5) 送迎
- (6) 看護・介護支援
- (7) 相談・助言
- (8) 趣味・趣向に応じた創作活動等

2 事業所は、「居宅サービス計画書」の内容に沿って、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、多職種共同で「リハビリテーション計画書」を作成し、その計画に基づいてサービスを提供するものとする。また、サービス提供の目標達成状況等を定期的に評価し、利用者及びその家族に対し説明し、その同意を得るものとする。

(利用料及びその他の費用の額)

- 第9条 利用料は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- 2 第1項に掲げる利用料のほか、次の各号に掲げる費用の支払いを受けるものとする。
- | | |
|-------------|------|
| (1) 昼食費 | 550円 |
| (2) 尿パット | 43円 |
| (3) リハビリパンツ | 194円 |
- 3 その他（介護予防）通所リハビリテーションにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係わる費用で、利用者が負担させることが適当と認められるものについては実費を徴収するものとする。
- 4 前項の費用に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に説明した上で、同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。
- (1) 虐待の防止に関する担当者の設置
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 利用者に対する虐待の防止のための対策を検討するための委員会を定期的
に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。

(緊急時における対応方法)

- 第11条 事業所は、(介護予防)通所リハビリテーションの提供を行っているときに、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、当事業所の医師に連絡を取るなど必要な対応を講じるものとする。
- 2 事業所は、利用者に対する（介護予防）通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡をするとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、利用者に対する（介護予防）通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 12 条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(衛生管理等について)

第 13 条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医療品及び医療機器の管理を適正に行うものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備するものとする。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 14 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して必要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(苦情処理)

第 15 条 事業所は、(介護予防)通所リハビリテーションの提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 16 条 利用者は(介護予防)通所リハビリテーションの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を(介護予防)通所リハビリテーション従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意するものとする。

(個人情報の保護)

第 17 条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について、当事業所の個人情報保護方針、個人情報に関する規定等のほか関係法令を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ得るものとする

(その他運営に関する留意事項)

第 18 条 事業所は、全ての通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとする。

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。
- 4 事業所は、適切な（介護予防）通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、（介護予防）通所リハビリテーションに関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低 5 年間は保持するものとする。
- 6 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人室原会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、令和 7 年 4 月 1 日 より施行する。